

FROM

2006年 6月30日(金) 16:52/寄附16:46/文書番号7001760325 P 20

平成 17 年 (ワ) 第 87 号、平成 18 年 (ワ) 第 16 号

遺伝子組換え稲の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構

証 拠 説 明 書 (5)

平成 18 年 6 月 30 日

新潟地方裁判所高田支部 御中

被告訴訟代理人弁護士 畑 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



号証	標目	原 本・写 の別	作成年月 日	作成者	立証趣旨	備考
乙 27	カラシナ・デ イフェンシン が陽イオン交 換により溶出 する際におけ る、イオン濃 度計測結果に ついての報告	原本	平成 18 年 6 月 29 日	被告 中央農業総 合研究セン ター 研究管理監 田中宥司	デフェンシンは、50mM Mes-NaOH緩衝液(p H6.0)中においてNaCl 濃度が少なくとも250mM 以上でない、イオン結合し た細胞壁から乖離しないこと を立証する。	
乙 28	日本 RNA 学会 から再現性に 疑義が指摘さ れた論文に関 する最終調査 報告	写し	平成 18 年 3 月 30 日	東京大学工 学系研究科 調査委員会 委員(松本洋 一郎・田中 知・野崎京 子・長棟輝	東京大学多比良教授らのRN A関連論文に関するねつ造調 査により、RNA関連論文関 係者が、ねつ造調査を受けた ことによって、研究者として の信用を著しく失落させら れ、名誉も著しく傷つけられ	

FROM

2006年 6月30日(金) 16:52/着信16:46/文書番号7001780325 P 21

				行)	ていることをもって、被告の既出黒田実験の再実験を行うことが黒田博士はじめ被告関係者に様々な障害を及ぼすことを立証する。	
--	--	--	--	----	---	--